

山村嘉清税理士事務所 報酬規程【法人税】

【1】顧問報酬

(顧問報酬とは、税務代理及び税務相談の業務を継続的かつ包括的に受任する報酬です。)

算 定 基 準			
期首資本金等	年取引金額	月額報酬	決算料(源泉事務含む)
500万円未満	2,000万円未満	15,000	6ヶ月
1,000万円未満	3,000万円未満	20,000	6ヶ月
3,000万円未満	5,000万円未満	30,000	6ヶ月
5,000万円未満	1億円未満	35,000	6ヶ月
1億円未満	3億円未満	40,000	6ヶ月
3億円未満	5億円未満	50,000	6ヶ月
5億円未満	10億円未満	100,000	6ヶ月
5億円以上	20億円未満	150,000	6ヶ月
1億円増すごとに	5億円増すごとに	加算 50,000	6ヶ月

※顧問報酬の算定基準は、契約時の事業年度の期首資本金等を基準とする。
ただし、資本金基準が適当でないときは、年取引金額基準によることができる。

※記帳代行報酬は、顧問料月額報酬を限度して加算することができる。

※消費税申告は、税務代理報酬の50%を加算することができる。

(2) 法人税(確定申告のみ)の税務代理報酬

算 定 基 準		
期首資本金基準	年取引金額基準	報 酬
500万円未満	2,000万円未満	100,000
1,000万円未満	3,000万円未満	120,000
3,000万円未満	5,000万円未満	180,000
5,000万円未満	1億円未満	240,000
1億円未満	3億円未満	300,000
3億円未満	5億円未満	420,000
5億円未満	10億円未満	600,000
5億円以上	20億円未満	1,200,000
1億円増すごとに	5億円増すごとに	30万円を加算

※税務代理報酬の算定基準は、契約時の事業年度の期首資本金等を基準とする。
ただし、資本金基準が適当でないときは、年取引金額基準によることができる。

※税務署類作成報酬として、税務代理報酬の30%を加算する。

※顧問契約がない場合は、顧問料報酬の50%を限度として加算することができる。

※記帳代行報酬は、顧問料報酬を限度として加算することができる。

※消費税申告は、税務代理報酬の50%を加算することができる。

※解散、清算は税務代理報酬とする。